

おしゃべりワークショップ

わたしが知ってる大野城のはなし
東地区の巻

大野城市で過ごした日々について、参加者同士でおしゃべりしながらラジオドラマを作ります。今年度は東地区に住んでいる人を対象に開催します。

最近転入した人や長年住んでいる人も一緒に、楽しい時間を過ごしませんか。

ラジオドラマ制作

●日時

◇12月15日(日) 午前10時～正午

◇21日(土)・22日(日) 午前10時～午後2時半

◇21日(土)・22日(日) 午前10時～午後2時半

●会場

東コミュニティセンター
研修室1・2

●進行役

古賀今日子さん◇田坂哲郎さん

ラジオドラマ発表

東地区に限らず誰でも参加できます。

●日時

12月22日(日) 午後1時～

●会場

東コミュニティセンター
研修室1・2



※詳しくは大野城市芸術文化情報サイト「ツナグト」を確認してください。



「ツナグト」はこちら

●問い合わせ先

コミュニティ文化課芸術文化担当

☎(580)1996

FAX(573)7791

ホットな

消費者 ニュース

261号



SNS広告による

定期購入トラブルに要注意!

相談事例

SNS閲覧中に、「購入回数縛りなし。初回限定1980円 1人1回限り」という化粧クリームの広告を見て、販売サイトにアクセスした。「初回購入価格からさらに特別クーポン利用で1980円」とあったので、格安で1回だけお試しできると思い、商品を注文したが、2回目の商品も届いた。業者に「2回目は頼んでいない。返品したい」と連絡したが、業者からは「定期購入で注文している。初回で解約する場合通常価格との差額を支払うように」と言われた。1回だけのお試しのつもりで購入したので、差額を支払うことに納得できない。

◆商品を注文する前に、「最終確認画面」で定期購入が条件になっていないか、支払総額がいくらになるのか、解約の際の連絡手段、返品特約や解約条件など、細部までよく確認することが重要です。

◆最終確認画面は、スクリーンショットで保存しましょう。

※不安なときは、まずは消費生活センターに相談しましょう。

●市消費生活相談(予約不要)

平日 午前9時半～正午

午後1時～4時半

市消費生活センター(市役所新館4階) ☎(580)1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日

午前10時～午後4時

☎1888(局番なし)

●問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897

アドバイス

◆「今回の請求額が高額な料金だった」、「業者へ解約の連絡をしたら定期購入を理由に断られた」などという相談が数多く寄せられています。